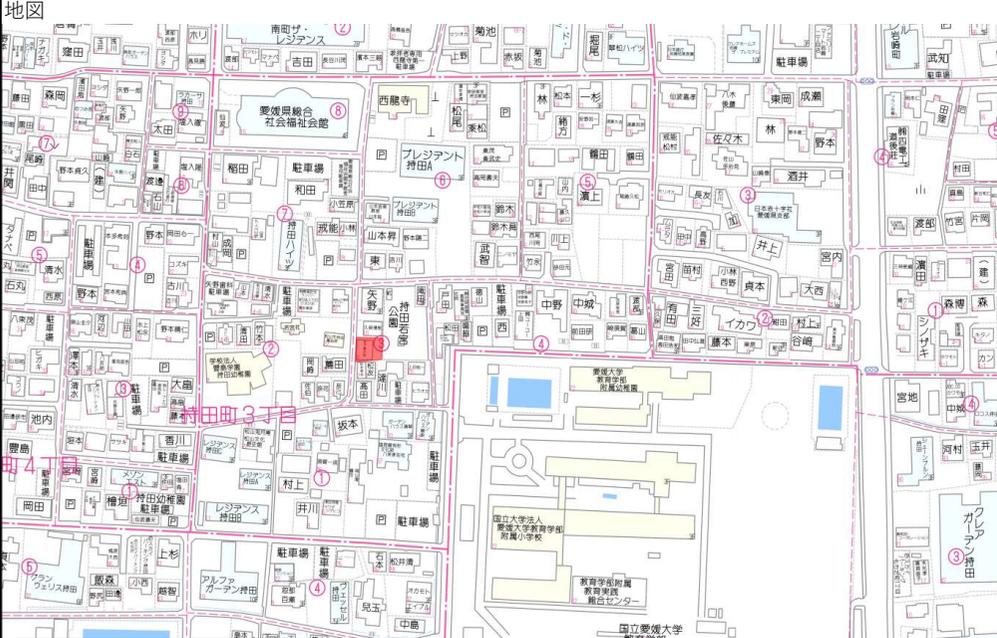
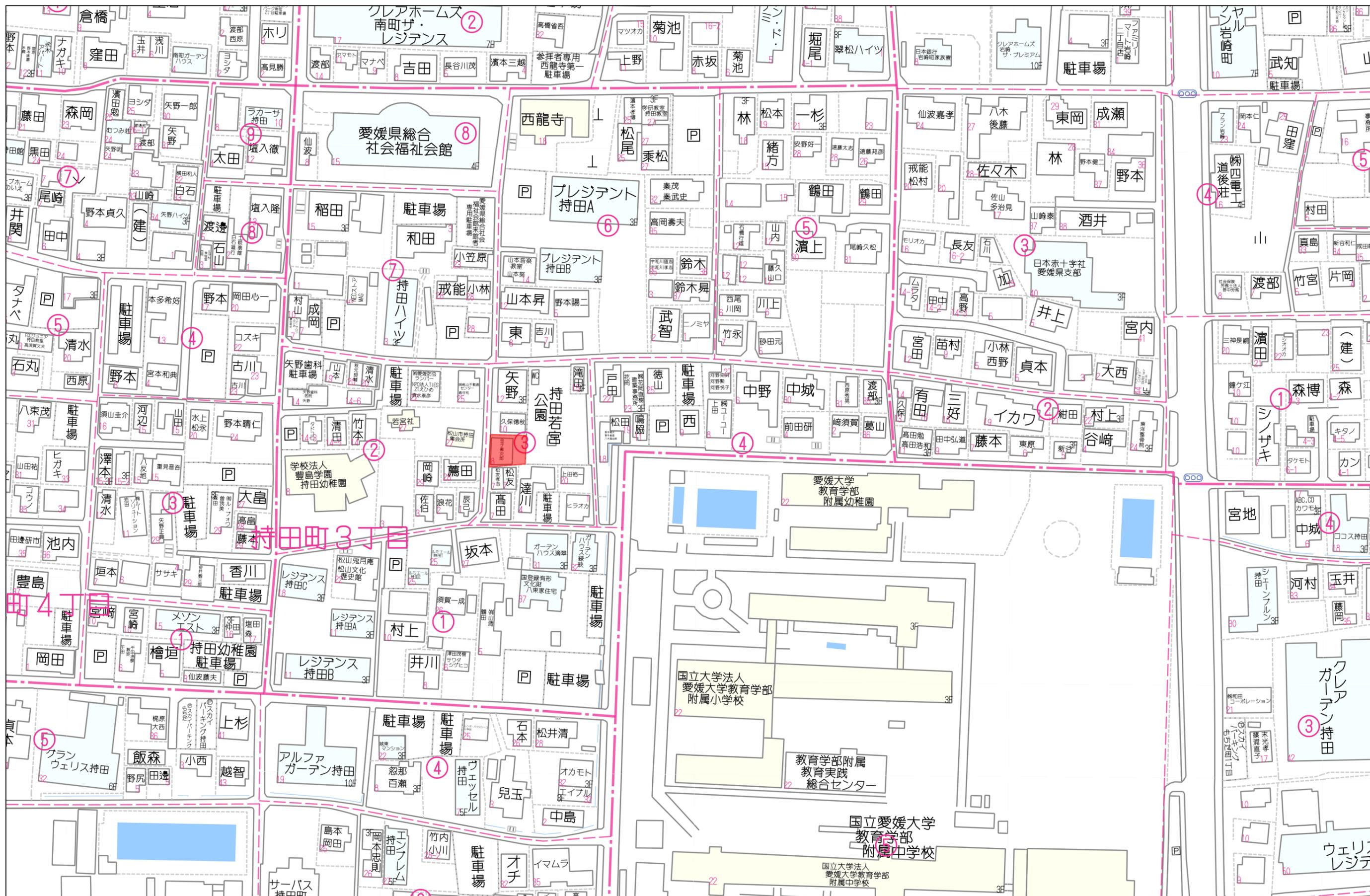
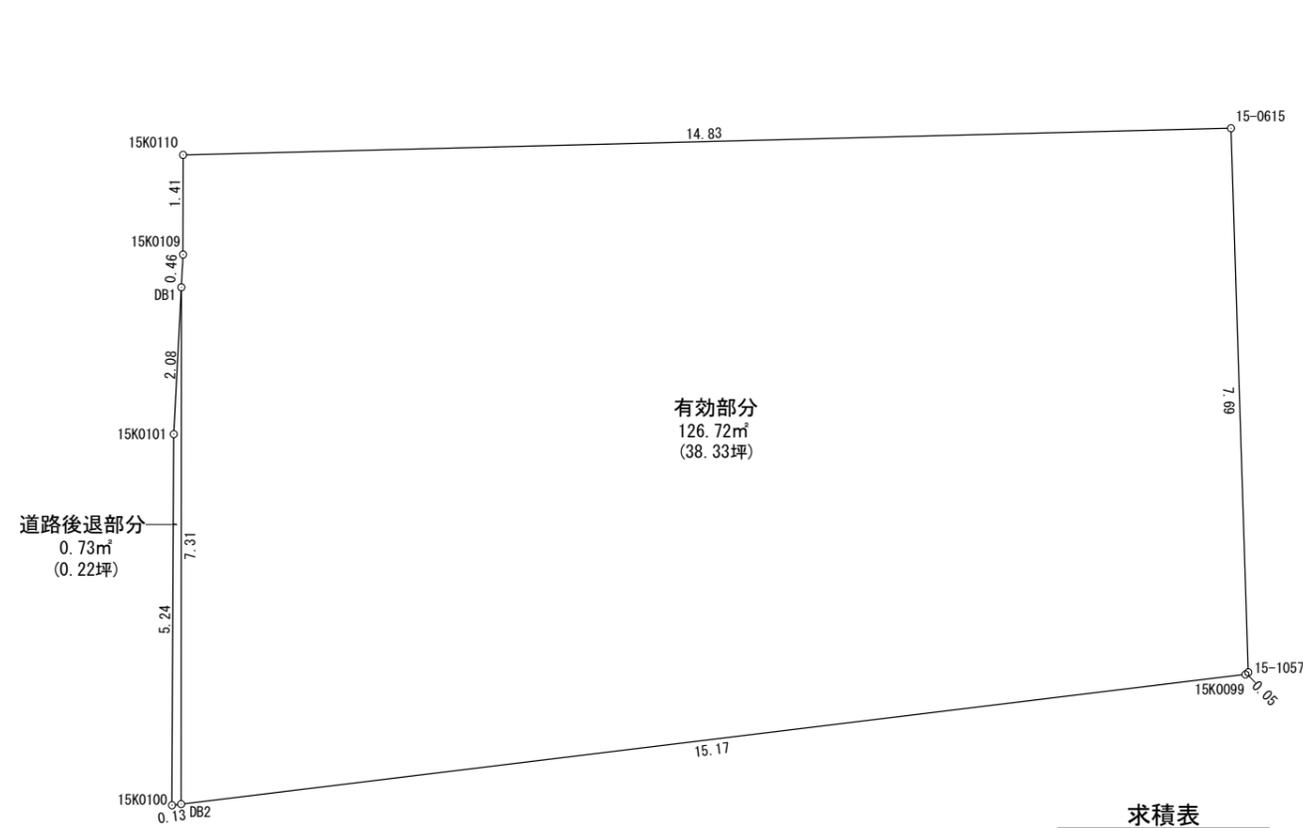


売土地 1.売地 2.借地権譲渡 商号：株式会社 link.corp. 所在地：松山市西石井6丁目5-35 Tel,fax：Tel (089)909-4591 fax(089)910-4592		担当	越智	免許番号愛媛県知事(1)第5713号 公益社団法人 全日本不動産協会							
		価格	26,064,400円		単価	680,000 円/坪					
■個人情報の利用目的及び第三者提供など個人情報の取り扱いに関して 売主の同意を得て登録する		所在地	愛媛県松山市持田3丁目247番3								
		土地	公募	127.46	m ²	実測	126.72	m ²	うち私道部分		
		面積		38.55	坪		38.33	坪	m ²		
		交通	伊予鉄バス 附属中学前		バス停より徒歩		約5(分)				
			伊予鉄道松山市駅線 南町		駅より徒歩		約6(分)				
		販売総区画数	1区画	販売区画数		1区画	(2区画以上必須)				
		土地権利	●.所有権 2.旧法地上権 3.旧法賃借権 4.普通地上権 5.定期地上権 6.普通賃借権 7.定期賃借権 借地権1カ月の賃料 円 借地期間 (転貸の場合は借地期間) 保証金 万円 (定期地上権・定期賃借権の場合は必須) 権利金 万円 (定期地上権・定期賃借権の場合は必須)								
		地目	●.宅地 2.田 3.畑 4.山林 5.雑種地 6.その他()								
		都市計画	●.市街化区域 2.市街化調整区域 3.未線引・非線引区域 4.都市計画区域 5.準都市計画区域								
		用途地域	1.一低住専 2.二低住専 3.一中高住専 4.二中高住専 ●.一種住居 6.二種住居 7.準住居 8.近隣商業 9.商業 10.準工 11.工業 12.工専								
		建蔽率	60	%	容積率	200	%				
		最適用途	●.住宅用地 2.マンション用地 3.ビル用地 4.店舗用地 5.工場用地 6.配送センター 7.営業所 8.保養所 9.事務所用地 10.別荘用地 11.倉庫用地 12.資材置場用地 13.家庭菜園用地 14.アパート用地 15.社宅・社員寮 16.病院・診療所 17.畑・農地 18.事業用地 19.駐車場用地								
		法令上の制限	1.防火地域 ●.準防火地域 3.都市計画公園 4.風致地区 5.地区計画区域 6.埋蔵文化財包蔵地 7.宅地造成規制区域 8.その他(法22条地域) [対象となる場合は必須]								
		国土法届	1.要 2.確認済	[対象となる場合は必須]	地勢	●.平坦 2.高台 3.低地 4.ひな段 5.傾斜地 6.その他					
		接道状況	●.一方 2.角地 3.三方 4.四方 5.二方(除角地)								
		接道 (主な2方向)	方向	1.北 2.北東 3.東 4.南東 5.南 6.南西 ●.西 8.北西	舗装	●.有 2.無					
			幅員	4 m 種別	●.公道 2.私道	接面	9.18 m	位置指定	1.有 2.無		
			方向	1.北 2.北東 3.東 4.南東 5.南 6.南西 7.西 8.北西	舗装	1.有 2.無					
			幅員	m 種別	1.公道 2.私道	接面	m	位置指定	1.有 2.無		
		現状	●.更地 2.上物有 引渡 1.即時 ●.相談 3.指定あり								
		設備	●.上水道 ●.下水道 ●.電気 ●.都市ガス 5.プロパンガス 6.浄化槽 7.側溝 8.汲取								
取引状況の 補足	・狭隘道路申請手続き中の為、面積が変更になる場合もあります。実測清算。		条件等	1.建築条件付 ●.更地渡し 3.現況渡し 4.相談		開発許可番号					
	・狭隘道路必要の為、売主は仮交付まで実施し、以降の手続き等は買主負担。		施設負担金	価格の他に要する費用		1.有()	●.無()				
備考	・給排水設備等は位置変更、新設工事は買主負担。		工事完了予定	年 月		(2区画以上必須)					
	・西側公道(東雲8号線)		取引形態	1.売主 2.代理 3.専属専任媒介 4.専任媒介 ●.一般媒介 6.媒介 ※アットホーム以外公開可 小学校 中学校 一般公開を希望しない							
			報酬形態	●.分かれ 2.なし 3.3%+6万 4.2% 5. 円 6. %(税込)							
媒介契約日	令和 年 月 日	●有効期限は媒介契約日より3か月間(公開は登録より80日間)太枠の枠内は必ずご記入ください。未記入の場合は登録できません。 ※印の欄は記入しないでください。									



図面名・縮尺	丈量図（案）	S=1/100
所在地番	松山市持田三丁目247番3	

注1：求積ポイントは地積測量図による。（境界立会未了）
注2：仮道路中心線は現況を参考に作成。（協議必要）



求積表

地番	有効部分			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
15-0615	93857.585	-66502.746	15.026	1410304.072210
15-1057	93849.888	-66502.557	0.148	13889.783424
15K0099	93849.858	-66502.598	-15.120	-1419009.852960
DB2	93848.133	-66517.677	-15.023	-1409880.502059
DB1	93855.443	-66517.621	0.083	7790.001769
15K0109	93855.906	-66517.594	0.038	3566.524428
15K0110	93857.316	-66517.583	14.848	1393593.427968
合計				253.454780
合計面積				126.7273900
地積				126.72 m²

地番	道路後退部分			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
DB1	93855.443	-66517.621	0.067	6288.314681
DB2	93848.133	-66517.677	-0.186	-17455.752738
15K0100	93848.118	-66517.807	-0.067	-6287.823906
15K0101	93853.367	-66517.744	0.186	17456.726262
合計				1.464299
合計面積				0.7321495
地積				0.73 m²



2025/04/17 14:40 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成6年5月26日	不動産番号	5000000298471
地図番号	1912 R4・55-4	筆界特定	余白		
所 在	松山市持田町三丁目			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
247番3	宅地	132:23		余白	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年5月26日	
余白	余白	127:46		③錯誤 地図作成 〔平成28年3月25日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和37年4月18日 第8521号	原因 昭和37年4月17日売買
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成16年10月1日 第38073号	原因 住所
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年5月26日
2	所有権移転	平成16年10月1日 第38074号	原因 真正な登記名義の回復
3	所有権移転	平成23年10月4日 第31050号	原因 平成23年8月23日相続

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	昭和41年12月22日 第40651号	原因 昭和41年12月22日手形割引契約同日設定
	余白	余白	共同担保 目録①第145号 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成6年5月26日
2	1番根抵当権抹消	平成16年12月1日 第46136号	原因 平成16年12月1日解除

共 同 担 保 目 録			
記号及び番号	①第145号	調製	平成7年2月23日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	松山市持田町三丁目 247番3の土地	1	平成16年12月1日受付第46136号抹消
2	松山市持田町三丁目 247番地 家屋番号 247番の3の建物	2	平成16年12月1日受付第46136号抹消
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第3条の規定により移記 平成7年2月23日

	余白	余白	平成16年12月1日全部抹消
--	----	----	----------------

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

地番 247-3

地積測量図

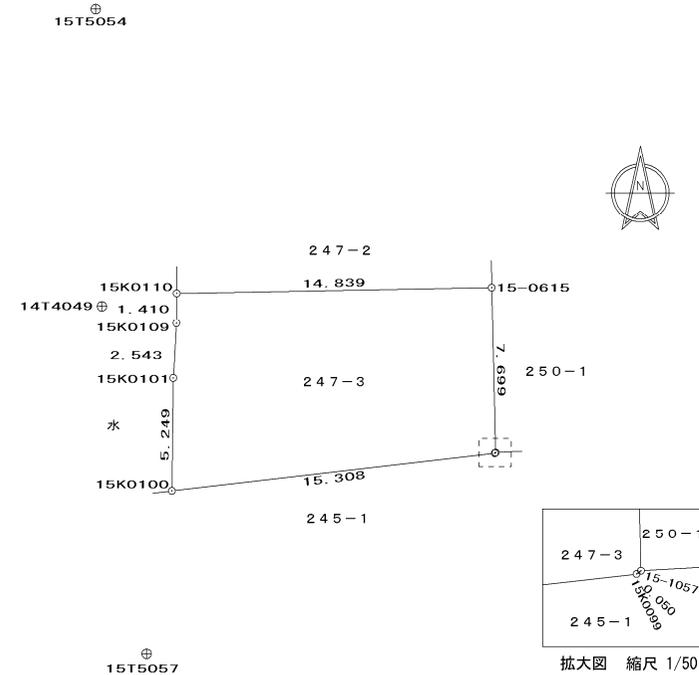
土地の所在 松山市持田町三丁目

座標求積表 (座標系：世界測地系)

地番	247-3				
測点	種類	X	Y	距離	
15-0615	法務局境界標	93857.585	-66502.746	7.699	
15-1057	法務局境界標	93849.888	-66502.557	0.050	
15K0099		93849.858	-66502.598	15.308	
15K0100		93848.118	-66517.807	5.249	
15K0101		93853.367	-66517.744	2.543	
15K0109		93855.906	-66517.594	1.410	
15K0110		93857.316	-66517.583	14.839	
		倍面積		254.921911	
		面積		127.4609555	
		地積		127.46 m ²	
		坪数		38.55 坪	

基準点座標リスト				
点名	標識	X	Y	H
14T4049	4級基準点	93856.713	-66521.105	34.983
14T4052	4級基準点	93828.033	-66520.382	34.812
15T5054	補助基準点	93870.583	-66521.395	35.014
15T5057	補助基準点	93840.475	-66518.998	34.901

測量年月日	平成28年2月15日
座標系	IV系



作業機関 松山市南江戸一丁目4番14号
 公益社団法人 愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 代表理事 池川 晋一郎 (平成28年2月22日作成)

計画機関 松山地方方法務局
 (法第14条地図作成作業)

縮尺 1/250

表示年月日：2025/02/17

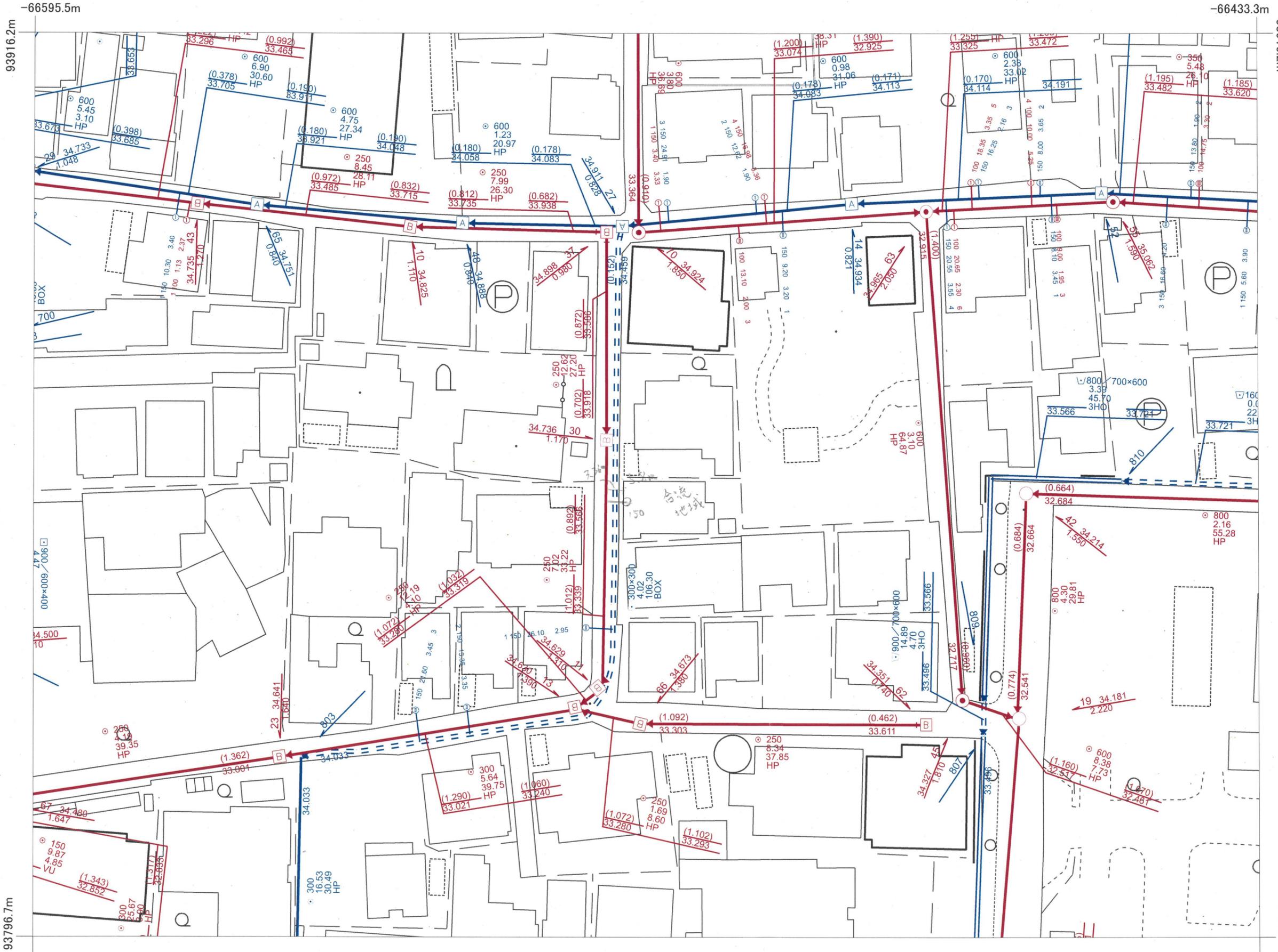
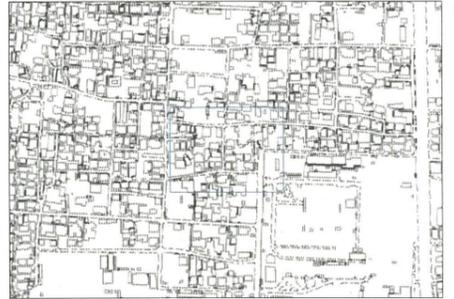
ヲ 244-6
ワ 246-2

参考

松山市公共下水道台帳



中心図郭番号：089127



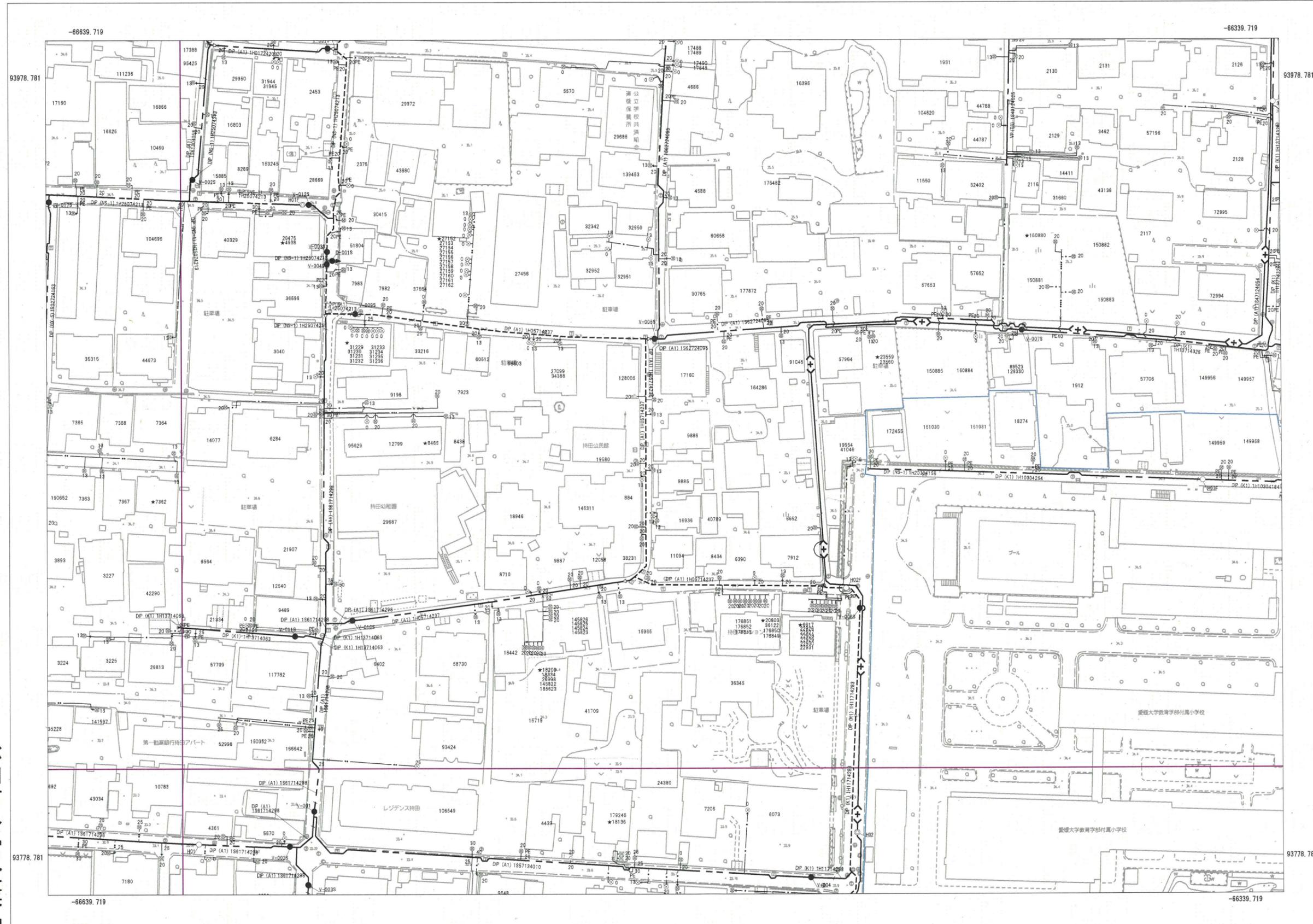
〈凡例〉

排除方式	人孔
■ 汚水	● 0号マンホール
■ 雨水	● 1号マンホール
管渠機能	○ 2号マンホール
— 幹線管渠	◎ 3号マンホール
— 枝線管渠	◎ 4号マンホール
— 開渠	□ 5号マンホール
--- 暗渠	A A型マンホール
→ 圧送管	B B型マンホール
≡ 伏せ越し	C C型マンホール
樹	D D型マンホール
① 1号樹	E E型マンホール
② 2号樹	○ 楕円マンホール
③ 3号樹	Y Y型マンホール
④ 小径塩ビ樹内径20cm	T 特種1マンホール
⑤ 小径塩ビ樹内径30cm	□ 特種蓋2マンホール
3 栓止樹	□ 特種蓋3マンホール
	K 小型コンクリート
	R 小型レジ



松山市上水道管理図

※調整区、町名は図郭中心部を表示しています。



207-19	207-20	208-16
207-24	207-25	208-21
225-04	225-05	226-01

管口径記号表

口径	記号
φ 20
φ 25
φ 30
φ 40
φ 50
φ 65
φ 75
φ 100
φ 125
φ 150
φ 200
φ 250	(-)
φ 300	(+)
φ 350	(--)
φ 400	(++)
φ 450	(---)
φ 500	(+++)
φ 600	(O)
φ 700	(OO)
φ 800	(OOO)
φ 900	(X)
φ 1000	(XX)
φ 1100	(XXX)
φ 1200	(XXXX)
φ 1350	(1350)
φ 1500	(1500)

弁栓類記号その他表

名称	記号
仕切弁(締切)	●(●)
単口消火栓	○
双口消火栓	⊙
空気弁付消火栓	⊕
消火栓付空気弁	⊖
排水栓	■
単口空気弁	△
双口空気弁	⊙
排水設備	▶
水圧監視所	▲
水圧調整弁	M
口径区分	—
更生工事	□
補強工事	■
水管橋	▭
鞘管路	▭

管路・弁色分け表

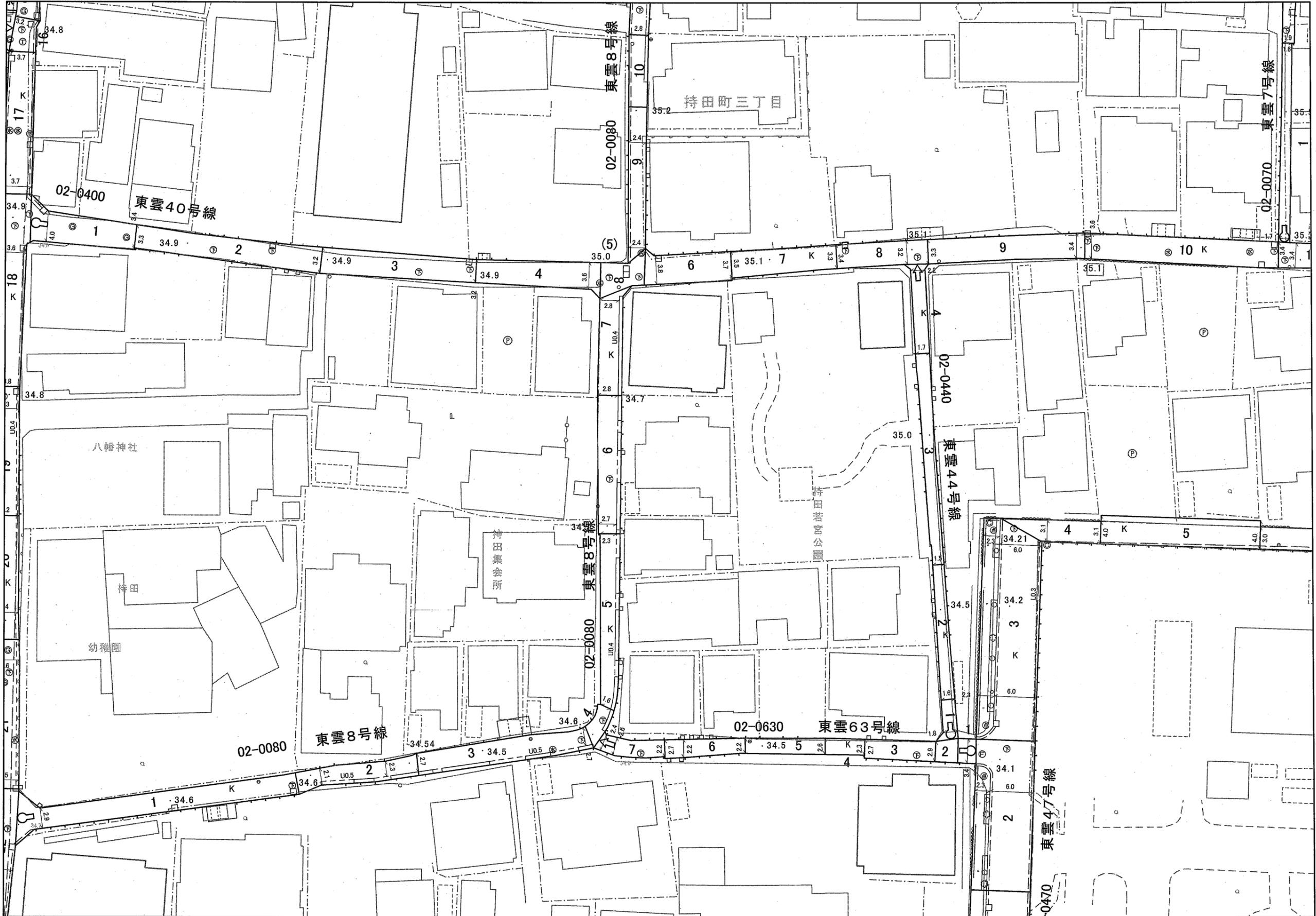
管路・弁種類	記号
導水	●
送水	●
配水	●
工水	●

松山市公営企業局

・この図面を工事及び設計の資料として利用される場合は、現場確認をお願いします。
 ・この管理図の情報により、利用者又は第三者に不利益や損害が生じたとしても、松山市公営企業局は一切の責任を負いません。
 ・この管理図に記載の給水装置は位置の概要を示すものであり、詳細な位置や土地の境界線を示すものではありません。

道路台帳平面図

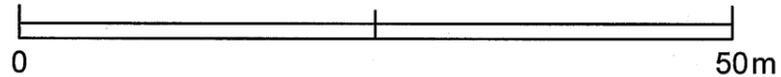
93.928



3. 2. 1.
 この図面は航空写真を図化したものであり、記載されている道路幅員は実測したものではありません。
 「道路台帳の記載事項について」は、特別の証拠力が与えられていない。したがって、記載事項に関し争いが起こったときには、
 これに反する立証事項を提出することができる。道路中心線や建築後退線を決定する資料にはなりません。
 この道路台帳平面図は、道路中心線や建築後退線を決定する資料にはなりません。

93.803

1:500



この図面は、令和7年4月現在の道路台帳平面図の写しであることを証明する。

出力年月日: 2025年5月26日

松山市長 野志 克仁



93.803

93.803

都市計画証明書

令和 7年 5月26日

住所 松山市西石井6-5-35

氏名 (株)link.corp. 様

松山市長 野志 克



右記図面申請地について下記のとおり証明します。

記

都市計画決定に関する事項	
1. 都市計画区域	都市計画区域内
2. 区域区分	市街化区域
3. 用途地域 容：容積率 建：建ぺい率	第一種住居地域（容200% 建60%）
4. 都市計画施設	該当なし
5. その他都市計画決定事項	準防火地域
立地適正化計画に関する事項	
※申請箇所が一部でも区域内になる場合は全て「区域内」としてしています。	
1. 都市機能誘導区域	区域外
2. 居住誘導区域	区域内

